

令和 2 年 5 月 13 日

保護者の皆様

北広島町教育委員会

### 町立学校の臨時休業期間中における自主分散登校の実施について（通知）

日頃より、本町の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、全ての町立学校で、5月31日まで臨時休業を延長しているところです。これは、国から全ての都道府県に対する緊急事態宣言が延長され、広島県においても、5月5日に緊急事態宣言措置の延長が決定されたこと、また、児童生徒の感染リスク回避と不安解消を図ることという二つの視点においての措置です。

一方で、子供が学校に通うことができない現状が長期に渡れば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることも指摘されています。

5月11日に広島県教育委員会において「臨時休業期間中は、幼児児童生徒の学習機会の確保等について、最大限の配慮を行うこととする。なお、自主登校については、県内の感染状況等を踏まえつつ、感染症対策を徹底した上で、5月18日から段階的に実施する。」との考え方が示されました。

これを受け、北広島町教育委員会においても、児童生徒の学習機会の確保を図る観点から、町立学校における自主登校について、次のとおり取り扱うこととします。

- 1 時 期 令和2年5月18日（月）から ※現時点では5月29日（金）まで
- 2 内 容 家庭学習の状況確認及び補充学習  
教職員及び児童生徒との交流（「3密」を避けながら）

#### 3 方 法

- (1) 保護者了解もとの自主登校とする。
- (2) 自主登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱い、登校しても出席扱いとはならず、登校しなくても欠席扱いとはしない。
- (3) 自主登校に際しては、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上で、児童生徒1人あたり週1～2日、1回につき2時間程度の登校）とする。

保護者の皆様におかれましては、こうした状況に鑑み、自主分散登校へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、分散登校のグループ分け、登下校方法等の詳細につきましては、各学校の実態に応じ、お子様の通われている学校から通知されます。